資料　４－１

改正地球温暖化対策推進法について

令和３年６月
環境省地球環境局

今回の改正の背景と全体像

背景

- **我が国**は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に**「2050年カーボンニュートラル」**を宣言。
- **地域**では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す**「ゼロカーボンシティ」**を表明する自治体が増加。
- **企業**では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など**「脱炭素経営」**に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

＜ゼロカーボンシティ表明自治体＞

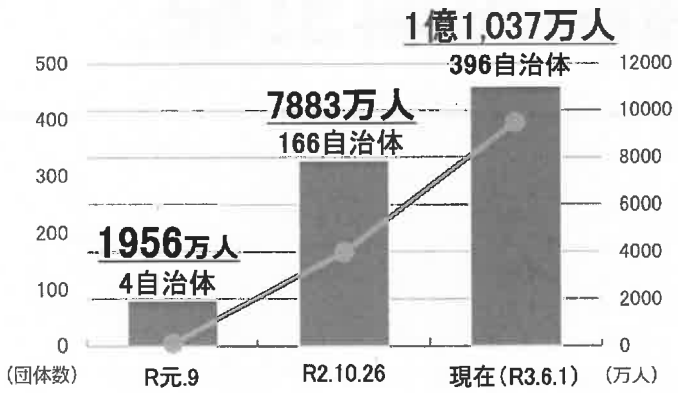

＜脱炭素経営に取り組む企業＞

TCFD
気候関連情報開示

- 賛同機関数：世界2,156（うち日本**401**機関）
  →世界第１位（アジア第１位）

SBT
科学的な中長期目標

- 認定企業数：世界729社(うち日本**102**社)
  →世界第2位（アジア第１位）

RE100
再エネ電力100%

- 参加企業数：世界311社(うち日本**54**社)
  →世界第2位（アジア第１位）

※2021年5月31日時点

改正の全体像

① パリ協定・**2050年カーボンニュートラル**宣言等を踏まえた**基本理念**の新設
② **地域の脱炭素化に貢献する事業**を促進するための計画・認定制度の創設
③ 脱炭素経営の促進に向けた**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**の推進等

※ 施行期日：
①公布の日（令和３年６月２日）
②・③公布の日から１年以内で政令で定める日

改正の内容① 地球温暖化対策の基本理念

背景及び方向性

- 前回の法改正（2016年5月公布）の後、**パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、そして2050年カーボンニュートラル宣言等、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化。**また、**SDGs**も踏まえ、**環境・経済・社会の統合的向上**が地球温暖化対策を推進する上でも重要。
- こうした観点を法に位置づけることで、法が**2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促進。**

改正内容

- **基本理念を追加**し、地球温暖化対策の推進は、**パリ協定の２℃・1.5℃目標**（※１）を踏まえ、**環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進**しつつ、我が国における**2050年までの脱炭素社会**（※２）**の実現**を旨として、**国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携**の下に行われなければならないものとする。　（第２条の２）

※１　パリ協定第２条１(a)の規定において**世界全体の平均気温の上昇を**工業化以前よりも**2℃高い水準を十分に下回る**こと及び**1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する**という目標。

※２　人の活動に伴って発生する温室効果ガスの**排出量**と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの**吸収量との間の均衡が保たれた社会**をいう。

改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（１）

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、 その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**(※)を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進。**
(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

※ **再エネを利用**した**地域の脱炭素化のための施設**（以下「**地域脱炭素化促進施設**」という。）として省令で定めるもの**の整備**及びその他の**地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業**であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第２条第６項)。

改正内容

１．都道府県の実行計画制度の拡充

(1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策（※1）に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する(※2)（第21条第３項）。

※１ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(※2)（第21条第６項及び第７項）。

※２ (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。
（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（２）

2. 市町村による実行計画の策定

（1） **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）**と、施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第４項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

（2） **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**(※1)、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等**を定めるよう努める**こととする(※2)（第21条第５項）。

※１ **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第６項及び第７項）

※２ (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

（1） **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること**等について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の２）。

（2） (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の５～第22条の11）。

※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※２．及び３．の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。

- **国及び都道府県**は、**市町村に対し**、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。
- **環境大臣**は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長に対し**、必要な**資料の提出**又は**説明を求める**ことができる(第61条第２項)。

（参考）地域の脱炭素化の促進制度のフロー図

政府による地球温暖化対策計画の策定

- 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

※既存の実行計画制度を拡充

＋省令・ガイドラインでのルール整備
＋都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策※の実施**目標**【義務】
  ※施策のカテゴリ:①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- 市町村が地域脱炭素化促進事業※の**促進区域を設定する際の環境配慮の方針**
  ※地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業
  （例:再エネを導入し、自治体内の事業所・家庭や公共交通で利用する事業）

援助（計画策定の促進）

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施**目標**【政令市・中核市：義務、政令市等以外：努力義務】
- 地域脱炭素化促進事業の**促進区域**（省令・都道府県の環境配慮の方針に従い設定）及び
  地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献※）【努力義務】
  ※農林漁業の健全な発展に資する取組を定めた場合、農山漁村再エネ法に規定する基本計画とみなし、同法の特例も適用

合意形成プロセス

- 住民や関係自治体への意見聴取
- 地域協議会での協議

事業者による事業計画の申請

- 許可等権者への協議

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置
- 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

改正の内容③　企業の脱炭素経営の促進

背景及び方向性

- 企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、**報告から公表まで約２年**を要し、また、企業単位の情報は公表されるが、**事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組み**となっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促すための措置が必要。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**と地方環境事務所が連携しつつ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
- これを踏まえ、**企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援**のための措置を講じ、**企業の脱炭素経営を促進。**

（2022年度の報告分より、排出量の電子報告率を100%に、報告から公表までの期間を２年から１年未満に半減することを目指す。）

改正内容

- 企業の排出量等の情報の**より迅速かつ透明性の高い形での見える化**を促進するべく、企業の温室効果ガス排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる事業所管大臣への報告を原則**（※）とするとともに、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された**各企業の温室効果ガス算定排出量の情報**について、**事業所ごとの排出量情報等を含め**、**遅滞なく公表**するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る**開示請求制度を廃止**する（第29条、第30条、第31条及び第32条）。

※電子報告の義務化は、省令改正含め対応。

（→ 法改正と併せて、報告者・情報利用者の双方に利便性の高いシステムの構築を推進）

- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る**事業者向けの啓発・広報活動を明記**（第38条第２項第１号）。

（参考）算定報告公表制度の見直しのイメージ

■ 法令改正及び電子システム整備により、**報告から公表までの期間を短縮**（約２年→１年未満）し、**報告された排出量等情報を電子システムで閲覧**できることとすること等により、投資家・自治体・国民等の関係者による**情報の活用可能性を向上**。あわせて、報告する企業にとっても利便性の高い電子システムを構築。

【デジタル化等】
- 報告の方法を、**電子システムへの入力を原則**とする　（法改正＋省令改正等）
- 排出量に加え、積極的な取組を見える化する観点から、任意報告を充実・促進（省令改正等）

【オープンデータ化】
- 報告された情報について、現行の開示請求手続によることなく、**事業所ごとの排出量等の情報も含め全て公表**する（法改正＋省令改正等）

※権利利益の保護が必要と認められた情報は除く

企業等

一定以上の温室効果ガスを排出する事業者等が排出量を報告（事業所の情報も報告）

算定

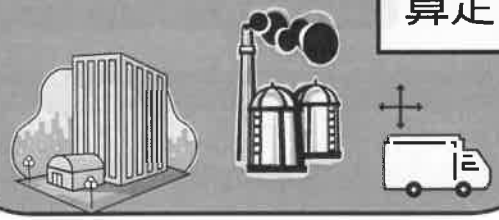

報告

政府（電子システム）

＜取り扱う情報＞
- 温室効果ガスの排出量（単年度／過年度推移、事業者別／事業所別）

※このほか、任意に報告された、排出量増減の理由、取組等の情報も併せて提供

公表

自治体・国民・投資家等

情報の活用